

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号											
	フリガナ	フリガナ	フリガナ											
	氏名	氏名	氏名											
	生年月日	年 月 日	年 月 日											
個人番号	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号											
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	下段届出書[3]は新勤務先で記載				
				円	円	円	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転 勤 <input type="checkbox"/> 3 合 併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死 亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収 継続(転勤) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 残税額を本人から徴収してまとめて納入 1月以降は必須 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付書で納付)	一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分) で納入します。 (注)一括徴収の場合は必ず記載してください。 中段[2]も記載してください。				
1月1日現在の住所														
給与の支払を受けなくなった後の住所														

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) <input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		月 日	円	円
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)				
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額より少ないため <input type="checkbox"/> 2 その他 理由()		月 日	円	円

(注)「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1月1日以降退職時までの給与支払金額
<input type="checkbox"/> 1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	円
<input type="checkbox"/> 2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	円
<input type="checkbox"/> 3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	円
<input type="checkbox"/> 4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)	円
		控除社会保険料額
		退職手当等の支払額(支払予定額)
		円
		勤続年数
		年

(注)事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月分から 月割額 円 を徴収し納入します。	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	新規、既存のどちらかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 ※											
	フリガナ	フリガナ	フリガナ												
	氏名	氏名	氏名												
	代表者の職氏名	代表者の職氏名	代表者の職氏名												
				特別徴収義務者指定番号											
				連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係										
				経 理 責 任 者 氏 名											

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに御通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意
 5 4 3
 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 ※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載することにも、該当する□にチェックをしてください。
 1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 3 ただし、「給与所得者」の欄の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)「転勤等による特別徴収届出書」の事項を記載し、「一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。」
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は一括徴収することにも、該当する□にチェックをしてください。
 5 黒のボールペン又はペンで記載してください。

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

給(特別徴収義務者) 明和町長	所在地 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地	郵便番号 370-0708
名称 株式会社 〇〇工業	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎	個人番号又は法人番号
フリガナ	氏名	生年月日
マイワ アキコ	明和 昭子 (旧姓:)	昭和60年 4月 1日
個人番号	1月1日現在の住所 邑楽郡明和町中谷〇〇番地	給与の支払を受けなくなった後の住所
特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額
140,000	35,600	104,400
異動年月日 XX年 8月 31日	異動の事由	1 退職(普・障) <input checked="" type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 合併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可) <input type="checkbox"/>

税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999
宛名番号	15
係	人事労務課
氏名	明和 花子
電話	0276-84-XXXX

一括徴収 記載例

異動後の未徴収税額の徴収

1 特別徴収 継続(転勤)

2 一括徴収
残税額を本人から徴収してまとめて納入
1月以降は必須

3 普通徴収 (本人が納付)

一括徴収した税額は 9月分(10月10日納期限分)で納入します。

一括徴収の場合は必ず記載してください。【2】も記載してください。

、明和町役場から本人あてに納付書します。

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注) 1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までの間で、申出があったため (8月 25日申出)	明和	9月 20日	104,400
<input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため			
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)			
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がない、又は未徴収税額より少ないため			104,400
<input type="checkbox"/> 2 その他 理由 ()			

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

1月1日以降退職時までの給与支払金額	1,200,000
控除社会保険料額	60,000
退職手当等の支払額(支払予定額)	700,000
勤続年数	3

4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

(注) 事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 年税額 140,000 (6~翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600 (6~8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400 (9~翌年5月分)

↑ 一括徴収額 (納入額と同額)

新規、既存のどちらかにチェックをしてください。

新規 既存 ※

特別徴収義務者指定番号

連絡者の係及び氏名並びにその電話番号

氏名

電話

経理責任者名

御注意

1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 転勤再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

3 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)「転勤等」による特別徴収届出書(の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載するとともに、該当する口にチェックをしてください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

提出先 明和町役場 税務課
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

※ 処理事項
1 現年度 2 新年度 3 両年度
コピー

[1] 異動があった場合は、速やかに提出してください。

冠名番号	XX年○月△日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 370-0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。	フリガナ	フリガナ	名称 株式会社 □□工業
ただし、給与所得者の欄の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。	氏名	フリガナ	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎
よる特別徴収届出書の事項を記載し、新勤務先に送付願います。	生年月日	フリガナ	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に関する記載は、黄色の部分に記載してください。	個人番号	フリガナ	特別徴収税額(年税額) 140,000
黒のボールペン又はペンで記載してください。	1月1日現在の住所	フリガナ	(イ) 徴収済額 35,600
	邑楽郡明和町中谷〇〇番地	フリガナ	(ウ) 未徴収税額 104,400
	給与の支払を受けなくなった後の住所	フリガナ	異動年月日 XX年8月31日
		フリガナ	異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 合併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死亡 <input type="checkbox"/> 7 会 <input type="checkbox"/> 8

税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999
係	宛名番号 15
氏名	人事労務課 明和 花子
電話	0276-84-XXXX

異動後の未徴収税額の徴収	下段届出書[3]は新勤務先で記載
<input checked="" type="checkbox"/> 1 特別徴収継続(転勤)	一括徴収した税額は __ 月分(__ 月 __ 日納期限分) で納入します。 (注)一括徴収の場合は必ず記載してください。中段[2]も記載してください。
<input type="checkbox"/> 2 一括徴収	後日、明和町役場から本人あてに納付書を送付します。
<input type="checkbox"/> 3 普通徴収	

[2] 一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注) 1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収すること	一括徴収の理由	異動者印	給与又は

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。
明和町の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に✓をして指定番号欄は空欄にします。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

[3] 転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

9 月分から	給(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島〇〇番地
月割額 10,600 円 を徴収し納入します。	フリガナ	フリガナ カズシキガイシャシカクマル
	名称	株式会社 □○
	代表者の職氏名	代表取締役 川俣 明雄

1月1日以降退職時までの給与支払金額 1,200,000	控除社会保険料額 60,000
退職手当等の支払額(支払予定額) 700,000	勤続年数 3

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに御通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意
5 4 3
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載するとともに、該当する□にチェックをしてください。